

安城市マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安城市マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定め、デザインの適正かつ広範な活用を図り、安城市（以下「市」という。）の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインに関する権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の承認)

第4条 デザインを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ安城市マンホール蓋のデザインの使用承認申請書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、他の地方公共団体又は市が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道を目的に使用するとき。
- (3) 市が発注する事業において使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認を要しないと認めるとき。

2 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者の利益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を目的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものが使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 自己の商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に規定する

商標をいう。以下同じ。)若しくは意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠をいう。以下同じ。)とする等、独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業の用に供し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは安城市マンホール蓋のデザインの使用承認通知書(様式第2)により、承認しないときは安城市マンホール蓋のデザインの使用不承認通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条第3項の規定による使用承認(以下「使用承認」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインは、使用承認を受けた内容に限って使用するものとし、その使用に際しては市長の指示に従うこと。

(2) 使用承認に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、若しくは転貸しないこと。

(3) デザインの一部又は全部の改変をして使用しないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。

(使用期間)

第6条 デザインの使用期間は、1回の申請につき1年以内とする。ただし、使用期間が満了する日の1か月前までに、市及び使用者のいずれからも書面による使用中止等の申出がない場合、当該使用期間は同じ条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、安城市マンホール蓋のデザインの使用内容変更承認申請書(様式第4)に必要書類を添えて

市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、安城市マンホール蓋のデザインの使用内容変更承認通知書（様式第5）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用の報告）

第9条 使用者は、デザインを使用して作成した物品等が完成したときは、速やかに当該物品等の完成品を市長に提出しなければならない。この場合において、提出する完成品の数量は1以上とし、双方協議の上決定するものとする。

- 2 前項の規定は、使用者が前条第1項の承認を受けた場合について準用する。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、安城市マンホール蓋の使用承認取消通知書（様式第6）により使用者に通知するものとする。

- （1）第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- （2）第5条各号に掲げる遵守事項に違反していると認められるとき。
- （3）偽りその他不正な手段により使用承認を受けたと認められるとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が使用承認を取り消す必要があると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による使用承認の取消しを受けた者に対し、期限を定めて物品等の回収等を求めるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による使用承認の取消しを受けた者が当該取消し後に行う第4条第1項の規定による使用承認の申請について、同条第3項の規定にかかわらず、一定期間当該申請を承認しないことができる。

（責任の制限等）

第11条 デザインの使用並びに前条第1項の規定による使用承認の取消し及び同条第2項の規定による物品等の回収等（次項において「デザインの使用等」という。）により使用者に生じた損害及び使用者が第三者に与えた損害について、市は一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、デザインの使用等により第三者との間に紛争が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告するとともに、自らの責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図らなければならない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利設定の禁止等)

第13条 使用者は、デザインについて商標及び意匠並びに知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

（1）花のき村と盗人たち



（2）安城七夕まつり



（3）三河万歳



（4）鴨と桃の花



（5）イチジク

